

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

男女共同参画社会の実現をめざして

男女共同参画社会の実現をめざし、「和光市男女共同参画推進条例」の6つの基本理念に基づき、男女共同参画を推進していきます。

(1) 男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳が重んぜられること、直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないことその他の男女の人権が尊重されること。

(2) 性別による固定的な役割分担意識等の解消と多様な生き方の選択

性別による固定的な役割分担意識等を解消し、男女が共にその個性と能力を十分に発揮する機会が確保され、自らの意思によって多様な生き方を選択することができること。

(3) 政策や方針の立案・決定の場への男女共同参画

男女が社会の対等な構成員として、市の政策又は事業者の活動における方針の立案及び決定の場に共同して参画する機会が確保されること。

(4) 家庭生活と社会生活における活動への男女共同参画

男女が相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動及び社会生活における活動に対等に参画すること。

(5) 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重

男女の対等な関係の下に、互いの性に関する理解を深め、妊娠、出産など女性の生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されること。

(6) 国際的協調

男女共同参画の推進に向けた取組が国際社会の取組と密接な関係を有していることを深く認識し、国際的協調の下に行われること。

2 計画の基本目標

この計画は、男女共同参画社会の実現をめざして、5つの基本目標を設定しています。

基本目標1 男女共同参画意識の普及啓発

一人ひとりが男女平等の理念を理解し、性別による固定的な役割分担意識を解消するために、男女共同参画意識の普及啓発を図ります。また、男女が社会のあらゆる場で個性や能力を十分に発揮できるよう、家庭、学校、地域などにおける男女平等教育を推進し、学習機会の提供に努めます。

基本目標2 あらゆる暴力の根絶

ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメント、児童虐待など、あらゆる暴力の根絶に向けて、暴力を絶対に許さないという意識を浸透させます。また、情報提供や相談機能の充実を図り、被害の早期発見と未然防止に努め、迅速かつ安全な被害者の保護に向けて、被害者支援体制を強化します。そして、被害者の自立に向けた必要な支援を継続的にを行います。

基本目標3 男女が共にいきいきと暮らせる環境づくり

男女が共に子育ての喜びや楽しさを享受することができるよう、様々なニーズに対応した子育て支援サービスを充実させます。また、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を推進するとともに、男女が共に安心して働ける労働環境の整備を促すための働きかけを行います。そして、各ライフステージに応じた健康支援や性教育、相談、各種健（検）診の充実を図り、生涯を通じた生と性の健康支援を進めます。

基本目標4 男女共同参画によるまちづくりの推進

政策や方針の立案・決定の場へ男女双方の意見が反映されるよう、市の審議会等における委員の男女比率の均衡に努めます。また、地域活動等への男女共同参画の推進を図るとともに、国際社会「平等・開発・平和」への貢献として、国際的視野の醸成と国際貢献への参画意欲を促進します。

基本目標5 男女共同参画わこうプランの着実な推進

職員一人ひとりの男女共同参画意識のさらなる醸成をはじめとして、全庁的に男女共同参画推進体制を強化し、計画の実効性を高めます。また、市民及び事業者との連携を図り、総合的かつ計画的に施策を推進します。そして、計画の進行管理と男女共同参画に関する現状や市民ニーズの把握に努め、計画の着実な推進を図ります。